

藤沢市市税条例等の一部改正について
藤沢市市税条例等の一部を次のように改正する。

2016年（平成28年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市税条例等の一部を改正する条例
(藤沢市市税条例の一部改正)

第1条 藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第23条の2第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改め、同条中第12項を第16項とし、同項の前に次の1項を加える。

15 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、5分の4とする。

第23条の2中第11項を第14項とし、第10項を第13項とし、第9項を第12項とし、同項の前に次の2項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

第23条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第15項第1号中「第30条第1項第1号」を「第30条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第30条第2項第1号」を「第30条第4項第1号」に改め、同項第3号中「第30条第3項第1号」を「第30条第5項第1号」に改め、同項の次に次の1項を加える。

(平成29年度分の軽自動車税の税率の特例)

16 前項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第33条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、当該各号に定めるとおりとする。

(藤沢市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 藤沢市市税条例の一部を改正する条例（平成26年藤沢市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の表右欄中「附則第5項」を「附則第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中附則第15項の次に1項を加える改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正されたことに伴い、固定資産税等の課税標準の特例割合を追加し、及び軽自動車税の税率の特例を延長する等の必要による。